年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

| 1. 今回のあっせん等の概要 | 1. | 今回0 |)あっ | みせん | 楽 | の根 | 牙要 |
|----------------|----|-----|-----|-----|---|----|----|
|----------------|----|-----|-----|-----|---|----|----|

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から44年3月まで

② 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間①については、私は、国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無く、A市職員が定期的に集金に来ていたので、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。

また、当時の国民年金保険料は月額 100 から 200 円程度だったため、 保険料の納付が困難であったことは無く、当時の国民健康保険や市税等 も保険料と一緒に滞りなく支払っていた。

申立期間②については、夫が本州へ出稼ぎに行っていた時に、私の分の国民年金保険料の免除申請を行ったが、夫が帰宅した際に、保険料を納付するよう勧められたので、すぐにA市役所で保険料8万800円を納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、12 か月と比較的短期間である上、また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について免除申請を行ったが、後に夫から保険料を納付するよう勧められたので、A市役所で保険料を納付したと主張しているとおり、同市の国民年金被保険者名簿から、申立期間②は保険料の免除期間であることが確認できる上、申立期間②の前後の期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの保険料は61年6月30日に、61年9月から62年3月までの保険料は62年7月30日に過年度納付していることを踏まえると、申立人は、保険料が未納とならない

ように努めていたことがうかがえることから、申立人が、申立期間②の 前後の期間の保険料を過年度納付していながら、申立期間②の保険料の みを納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立期間①については、申立人は、申立期間①における国民年金保険料の免除申請を行ったことは無いと主張しているが、申立期間①については、特殊台帳及びオンライン記録から、当時、申立人の夫も保険料の免除期間となっていることが確認できる上、申立期間当時、夫と一緒に働いていた夫の長兄及びその妻、並びに申立人の夫と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている夫の次兄、及びその妻についても、申立人夫婦同様に当該期間は免除期間となっている。

また、申立期間①について、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを裏付ける供述も得られないなど、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 11 月から 46 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から46年2月まで

ねんきん特別便で、申立期間の国民年金が未加入期間になっていることを知り、社会保険事務所(当時)に確認したところ、平成7年 10 月に申立期間の国民年金保険料は還付されているとの説明を受けた。

私の預金口座を確認すると、平成7年10月30日にA社会保険事務所から6,000円が入金されているが、私は昭和35年に父親が創業した会社に勤務し、父親が死亡した41年に社長に就任して今日に至っており、その間に他の事業所に勤務したことはなく、国民年金保険料を還付される理由は全く思い当たらないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、平成7年10月4日付けで申立期間である昭和44年11月から46年2月までの国民年金保険料6,000円の還付決議が行われており、申立人の所持する預金取引明細表から、平成7年10月30日付けで申立人に対して保険料が還付されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間に厚生年金保険など他の公的年金に加入しておらず、申立人の妻も当該期間は国民年金被保険者であることから、制度上、強制加入となるべき期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料の還付を受ける理由は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から平成 14 年 4 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から平成 14 年 4 月まで

申立期間の国民年金保険料は、亡き父が、昭和38年9月26日に当時認められていた全期前納により納付してくれた。その後、厚生年金保険に加入したので、45年11月ころにA市役所で国民年金被保険者資格の喪失届に係る国民年金被保険者関係届をもらったが、A市の担当者から、「国民年金保険料が完納しているので、資格喪失をしない方がいい。」と言われたので、国民年金被保険者関係届は提出しておらず、保険料の環付手続もしていない。

社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間の国民年金保険料は還付されているとのことだが、申立期間の還付金を受け取った記憶も全く無いので、申立期間の保険料が還付されていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は昭和 42 年 9 月 16 日から 63 年 3 月 1 日まで厚生年金保険被保険者であることが確認できる上、特殊台帳には、42 年 9 月に国民年金被保険者資格を喪失したことを示す「喪失」及び申立期間の国民年金保険料 2 万 9,540 円が還付されたことを示す「還付 42.9 \sim 77.4 ¥ 29,540」の記載が確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料は全期前納により納付し、申立期間の保険料を還付された記憶は無いと主張しているとおり、申立人の所持する国民年金手帳及び保険料の領収証書から、申立人は昭和38年9月から77年(平成14年)4月までの保険料を納付していたことが確認できる上、特殊台帳には、保険料の還付記録を転記する際に記入さ

れるべき過誤納保険料の調査決定年月日又は還付決議年月日の記載が無いなど、当該期間の保険料が還付されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、特殊台帳から、申立人が厚生年金保険被保険者であった昭和 42年10月から46年3月までの国民年金保険料については、保険料の改定に伴う差額分を納付したことを示す。差額納付の記載が確認できる上、45年7月から同年9月までの保険料については、申立人は、厚生年金保険被保険者であるにもかかわらず、保険料が充当されていることを示す。免の記載が確認できることから、申立期間は国民年金被保険者として事務処理が行われているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年7月1日から33年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を32年7月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から33年2月1日まで

昭和27年5月から33年4月まで、A株式会社で加工する農産物を生産していた農場の所有者(B氏)宅に住み込み、当該農場で農業に従事していた。

A株式会社において昭和33年2月1日から厚生年金保険に加入しているが、勤務開始当初から雇用条件等に変更は無かったので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社において厚生年金保険の加入記録のある複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、B氏宅に住み込みで、同氏が所有する農場で勤務していたことがうかがえる。これらの同僚からは、「B氏宅に住み込みで勤務していたのは、申立人を含め二人であり、二人共、いわゆる奉公人であった。」との証言が得られており、申立人と同様にB氏宅に住み込みで勤務していた同僚一人(昭和29年5月ころから就労)によれば、「私が、最初に働き始めたときには、申立人は既にB氏に雇用されていた。」と述べている。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同様にB氏宅に住み込みで勤務していた同僚は、昭和32年7月1日からA株式会社で厚生年金保険に加入しているが、当該同僚は、「(自分は、)働き始めたときは、B氏の農家で雇われており、A株式会社には雇用されていなかったため年金

は掛っていなかったが、B氏が農家を辞めるという話をしていたので、その後、同社が引き継ぎ年金に加入したのだと思う。」と証言している。

さらに、申立人も「B氏が農家を辞めるという話を人づてに聞いた。」と述べているところ、申立期間当時にA株式会社に厚生年金保険の加入記録が存在し、B氏宅に住んでいたB氏の弟(三男)は、「兄の家に住み込みで働いていた申立人と、もう一人の同僚の取扱いが異なるようなことはなかったと思う。兄は、使用人を区別するような人ではなかった。」と証言していることを踏まえると、厚生年金保険の加入について、申立人についても、当該同僚と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和27年5月1日から32年6月30日までの期間については、適用事業所名簿によれば、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日は28年1月1日であることが確認でき、また、申立人と同様にB氏宅に住み込みで勤務していた同僚についても当該期間における厚生年金保険の加入記録は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年7月1日から33年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和32年7月から33年1月までの期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における同年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社は昭和56年6月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業 主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無い ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A局における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和 39 年 3 月 5 日)及び資格取得日(昭和 39 年 4 月 10 日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月5日から同年4月10日まで

昭和39年1月からA局管内のB事業所で臨時雇いとして勤務したが、定時制高校に行きたかったので、上司に相談したところ、高校に通うにはB事業所の仕事では無理とのことで、実家に近い同局管内のC事業所に同年3月に転勤した。しかし、転勤当初の1か月間の厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、A局において昭和39年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年3月5日に被保険者資格を喪失した後、同年4月10日に同事業所において、再度、被保険者資格を取得しており、同年3月5日から同年4月10日までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が転勤したときに既に申立事業所で勤務していた元上司は、「申立人とは、昭和 39 年 3 月から職場を共にした。 B 事業所から来たと記憶している。当時、私は、 C 事業所 D 地区の E で勤務しており、申立人とは家が近所だったのでよく覚えている。」と証言しているところ、申立人

も、「転勤先はD地区のEであった。」と述べており、また、申立人の転勤の 経緯に係る供述が具体的である上、F管理部は、「いわば申立期間は、中抜 けに該当する部分であり、前後の雇用形態(事業主は、いずれもA局)等を 考慮すれば申立人の申立期間、継続して厚生年金保険に加入していたものと 思慮される。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA局に継続して勤務(昭和39年3月5日にB事業所からC事業所に転勤)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和39年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和62年4月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主を確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から44年3月まで

私は、申立期間については、国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無く、A市職員が定期的に集金に来ていたので、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。

また、当時の国民年金保険料は月額 100 から 200 円程度だったため、 保険料の納付が困難であったことは無く、当時の国民健康保険や市税等 も保険料と一緒に滞りなく支払っていた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金保険料の免除申請を行ったことは無いと主張しているが、申立期間については、特殊台帳及びオンライン記録から、当時、申立人の妻も保険料の免除期間となっていることが確認できる上、申立期間当時、申立人と一緒に働いていた申立人の長兄及びその妻、並びに申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の次兄、及びその妻についても、申立人夫婦同様に当該期間は免除期間となっている。

また、申立期間について、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、妻が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける供述も得られないなど、ほかに妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月30日から49年4月17日まで

A社会保険事務所(当時)で有限会社Bに勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和48年5月1日から49年9月26日までのうち、申立期間について加入していない旨の回答があった。同社には、継続して正社員として勤務しており、勤務内容、雇用条件に変更は無く、厚生年金保険の加入記録が一部無いことに納得できない。給与明細書は保管していないが、厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても継続して有限会社Bに勤務していたと主張しているところ、連絡の取れた元従業員の証言から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録(昭和 48 年 5 月 1 日(取得)から同年 12 月 29 日(離職)まで、49 年 4 月 17 日(取得)から同年 9 月 25 日(離職)まで)と厚生年金保険の加入記録(昭和 48 年 5 月 1 日(取得)から同年 12 月 30 日(喪失)まで、49 年 4 月 17 日(取得)から同年 9 月 26 日(喪失)まで)とが一致する。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人のほかに8人が昭和48年12月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、この8人のうち、7人は、49年4月17日に、一人は、同年5月20日に有限会社Bにおいて被保険者資格を再取得しており、いずれの者も被保険者記録が途切れている。このうち、雇用保険の加入記録が確認できた5人の雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録は、ほぼ一致しており、同社においては、雇用保険の届出日に併

せて厚生年金保険被保険者資格を取得及び喪失させる取扱いであったと推認 される。

さらに、当時の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険の被保険者資格喪失届を提出後に、給与から社会保険料は控除していない。」と証言しており、厚生年金保険の加入記録が申立人同様一部無い従業員で「申立期間に就労していた。」と回答している二人のうち一人は、「申立期間に厚生年金保険に加入していないことを知っており、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答している。また、もう一人の従業員からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

加えて、適用事業所名簿によれば、有限会社Bは、昭和60年8月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は当時の資料は無いとしており、申立人に係る人事記録等も得られず、このほかに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることは できない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月1日から41年8月1日まで

② 昭和41年11月14日から42年4月26日まで

③ 昭和42年11月13日から47年9月20日まで

申立期間③に勤務していたA株式会社(現在は、B株式会社)については、 休暇中のところ連絡せずに無断で退職したので、厚生年金保険関係の事務 手続や脱退手当金のことは、全く知らなかった。

また、私自身で脱退手当金を申請した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格 喪失日(昭和47年9月20日)から約6か月後の昭和48年4月9日に支給された 記録となっており、申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には 脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間 の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さは うかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退 手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月初旬から同年10月1日まで

A株式会社で、昭和40年5月のゴールデンウィークに事務員と給油係の募集があり、面接を受け私を含め女性ばかり5人が一緒に正社員として採用された。5人全員がガソリンスタンドの給油係となり、B市に女性の給油係を誕生させると会社は意気込み、お揃いのジャケット等が支給された。

給与から厚生年金保険料が引かれていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録(昭和40年5月10日(取得)から同年9月25日(離職)まで)及び同僚の証言から、申立人が、雇用保険の加入期間においてA株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚のうち、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により入社時期に関する情報を得られた5人(申立人と同時期に採用されたと考えられる3人を含む。)について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、勤務開始時期から約4か月後に被保険者資格を取得した記録となっており、このうち連絡の取れた同僚の一人は「昭和40年5月に、女性ばかり5人が採用された。すぐに辞める人が多かったので、試用期間が何か月かあり、すぐに厚生年金保険に加入させてもらえなかった。私は40年5月に入社したが、同年9月に厚生年金保険に加入した。5人のうち、申立人ともう一人は9月の途中で辞めたので加入していなかったと思う。」と証言している上、申立人と同時期に退職したと考えられる同僚について、厚生年金保険の加入記録は無いことを踏まえれば、当時、A株式会社では、すべての従業員について、勤務開始当初から厚生年金

保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと考えられる。

また、申立人と同日(昭和40年5月10日)に雇用保険の資格を取得している同僚3人(申立人と同時期に採用されたと考えられる二人を含む。)について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、被保険者資格の取得日は、昭和40年9月6日となっているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、厚生年金保険被保険者記号番号は同年9月30日に払い出された記録となっており、これらを踏まえれば、申立人は、厚生年金保険被保険者の資格取得手続がなされる前に退職したものと考えられる。

さらに、連絡の取れた複数の同僚からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は得られていない上、A株式会社は昭和58年12月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役も居所不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができず、このほか申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から同年10月15日まで

A株式会社(現在は、B株式会社)では、運送の仕事をしていた。仕事は きつく大変な思いで働いたことを覚えている。

申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く納得できないので、厚 生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A株式会社に、昭和39年6月1日から同年10月15日まで勤務していた。」と主張しているところ、従業員からは申立人の勤務期間を特定できる証言等は得られず、事業主は、「事業主が変わり、書類も引き継いでおらず、一切分からない。」と回答しており、このほか、申立人の申立期間に係る勤務の実態を確認できる証言は得られなかった。

また、入社時期に関する回答のあった運転手の従業員二人について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、入社時期から数か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、また、配車係であった従業員は「事務関係の人は、試用期間は無かったと記憶しているが、運転関係の人は、3か月くらいの試用期間があったと思う。お金のこと等にずさんな会社で、厚生年金保険の手続も3か月後にきちんとなされていなかったと思う。」と証言していることを踏まえれば、当時、A株式会社では、すべての従業員について、入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったものと考えられる。

さらに、連絡の取れたすべての従業員からは、厚生年金保険に未加入の期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。